

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日	
特別区民税	1 住宅借入金等特別税額控除の延長	<p>右記の対象者のうち、令和元年10月1日から令和2年末までに入居したものについては、<u>適用年の11年目から13年目においても控除する。</u></p> <p>※ 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合に限る。</p>	<p>【住宅借入金等特別税額控除】 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度分の特別区民税から控除する。</p> <p>1 対 象 者 平成21年から令和3年末までに入居した者 2 控除期間 <u>入居した年の翌年から10年間</u></p>	公布の日
	2 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の見直し	右記の要件を不要とする。	<p>下記の場合に限り、住宅借入金等特別控除を適用する。</p> <p>1 控除を受けようとする年度分の納税通知書の送達までに、当該控除に関する事項の記載がある申告書を提出している場合 2 控除を受けようとする年度の前年分の所得税の年末調整で控除を受けている場合</p>	公布の日
	3 子どもの貧困に対応するための非課税措置	<p>右記の対象に加えて、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童（※）の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である者に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。</p> <p>※ 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者</p>	<p>【非課税措置の対象】 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のいずれかのうち、前年の合計所得金額が125万円以下（令和3年度分以降の住民税では135万円以下）の者</p>	令和3年1月1日
	4 ふるさと納税の見直し	<u>総務大臣が指定した都道府県又は市区町村に対する寄附のみを</u> ふるさと納税に係る寄附金税額控除（特例控除）の対象とする。	<u>都道府県又は市区町村に対する寄附であれば</u> ふるさと納税に係る寄附金税額控除（特例控除）の対象となる。	公布の日

【総務大臣の指定の基準】

- 1 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- 2 上記1の都道府県等で返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす都道府県等
 - (1) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
 - (2) 返礼品を地場産品とすること。

※ 上記の改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

1 環境性能割の導入

令和元年10月1日から、自動車取得税を廃止し、グリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入する。

- 1 課税時期
軽自動車の取得時
- 2 課税標準
軽自動車の取得価額とする。免税点は50万円とする。
- 3 計算方法
取得価額×税率
- 4 税率

3 輪以上の 軽自動車	区分	税率(※3)	
		自家用	営業用
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車(※1)	非課税	非課税
	ガソリン車 及び ハイブリッド車(※2)	R2燃費基準+10%達成 R2燃費基準達成 H27燃費基準+10%達成	非課税 0.5% 1.0%
		(非課税) 2.0% (1.0%)	1.0%

[新設]

令和元年10月1日

軽自動車税

上記以外の車	2.0% (1.0%)	2.0%
--------	----------------	------

- ※1 平成21年排出ガス規制から NOx10%低減に適合するもの又は平成30年排出ガス規制に適合するもの
- ※2 以下のいずれかの要件を満たすものに限る。
 - (1) 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
 - (2) 上記(1)を満たすもののうち、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年外出ガス基準値より NOx50%低減
- ※3 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得したものについて、一部税率を1%軽減する。(上記税率の()内)
- 5 その他
 - ・ 環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割とする。
 - ・ 当分の間は、都が賦課徴収を行う。

2 グリーン化特例(軽課)の延長

- 1 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規取得したものについて、令和2年度・令和3年度(取得の翌年度分のみ)分の税率を引き続き右記のとおり軽減する。
- 2 右記の電気自動車及び天然ガス自動車のうち自家用の乗用のもので、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得したものについて、令和4年度・令和5年度(取得の翌年度分のみ)分の税率を75%軽減する。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した3輪及び4輪以上の軽自動車(新車に限る。)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成30年度・平成31年度(取得の翌年度分のみ)分の税率を次のとおり軽減する。

区分		軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車(※1)		75%
ガソリン車及びハイブリット車(※2)	乗用	R2 燃費基準+30%達成
		R2 燃費基準+10%達成
		50%
		25%

- 1 令和元年10月1日
- 2 令和3年4月1日

貨物用	H27 燃費基準 +35%達成	50%
	H27 燃費基準 +15%達成	25%

※1 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成30年排出ガス規制に適合するもの

※2 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの